

にっこり安心プラン

第 1 0 次宇都宮市高齢者保健福祉計画

第 9 期宇都宮市介護保険事業計画

(地域包括ケア計画)

策定に係る提言

令和 6 年 2 月 1 5 日

宇都宮市社会福祉審議会

提言にあたって

国においては、第9期介護保険事業計画の策定に向け、「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」が示され、各地域の中長期的な介護ニーズ等に応じた介護サービス基盤の整備や、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進などを図ることとされました。

団塊の世代が後期高齢者となる2025（令和7）年を目前に控え、宇都宮市においては、総人口が減少に転じた平成30年からの5年間で要介護・要支援認定者数が3千人以上増加したほか、認知症高齢者やひとり暮らし高齢者も増加しており、医療や介護を始めとする高齢者の支援ニーズが益々高まっていることが伺えます。また、これらに伴って介護を行う家族の負担も増加していると考えられます。

また、8050問題に代表される高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化や、デジタル社会の進展に伴う高齢者のデジタルデバイド、住まいの確保が困難な高齢者の増加など、宇都宮市が喫緊に取り組むべき新たな課題も明らかになっています。

このような中、本審議会は、「第10次宇都宮市高齢者保健福祉計画・第9期宇都宮市介護保険事業計画（地域包括ケア計画）」の策定にあたり、高齢者福祉専門分科会において4回の会議を開催し、様々な議論を重ねてきました。本提言は、これまでの議論・検討の結果を踏まえ、本計画において対応すべき課題や、取り組むべき施策・事業についてまとめたものであります。

宇都宮市におかれましては、本計画の策定にあたり、この提言の趣旨を十分に反映するとともに、計画の推進にあたっては、この計画が宇都宮市の高齢者施策の基本指針となることを念頭に置き、市民、関係諸機関及び行政が連携しながら、各種の施策・事業を総合的・効果的に推進していくことを期待します。

目 次

I	宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について・・・・・・・・・・	1
II	必要となる施策・事業について・・・・・・・・・・	2
III	地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて・・・・・・・・	4
IV	計画の推進にあたって・・・・・・・・・・	5
V	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過・・・・・・・・	6
VI	宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員・・・・・・・・	7

I 宇都宮市の高齢者施策に係る現状と課題について

宇都宮市の高齢者福祉を取り巻く現状や、本計画において対応すべき課題について、次のとおり取りまとめました。

- 宇都宮市の高齢者は、新型コロナウイルス感染症の影響により、閉じこもりリスクの増大やグループ活動への参加頻度の低下がみられ、要介護状態に陥りやすくなっていると考えられることから、アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻せるよう支援することが重要です。

また、交通系ＩＣカードやスマートフォンの利用が普及していることは、デジタル社会への対応に向けた好機と捉え、高齢者のデジタルデバインド対策に取り組むことも重要です。

- ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの孤独・孤立の問題に加え、高齢者を取り巻く複雑化・複合化した問題が顕在化していることから、地域包括支援センターにおける相談機能の更なる強化や業務負担の軽減に取り組むとともに、地域が主体となった支え合い活動を促進していくことが重要です。

また、認知症対策については、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」の制定を踏まえ、宇都宮市の実情に応じた認知症施策を推進することも重要です。

- 後期高齢者の増加に伴い、要介護・要支援認定者数は今後も増加していくことが見込まれることから、引き続き、健全な制度運営を図るとともに、質の高い介護サービスを効率的に提供する体制を整えることが重要です。

また、就労している家族介護者やヤングケアラー、認知症の方を介護する家族など、様々な状況に置かれている介護者に対し、適切に支援を行き渡らせることも重要です。

- 転居を希望する高齢者が一定数いる中、高齢者の入居を断る賃貸住宅もあることから、高齢者が安心して入居できる住まいを確保するとともに、円滑な入居に向けた相談支援に取り組むことが重要です。

また、宇都宮市が令和５年２月に策定した「成年後見制度利用促進計画」に基づいて、成年後見制度の適切な利用に向けた制度の普及や相談支援に取り組むことも重要です。

- 年齢や性別、障がいの有無などに関わらず、すべての人が自分らしく幸せに暮らすことのできる地域共生社会の構築を踏まえ、その基盤となる地域包括ケアシステムを更に深化・推進していくことが重要です。

Ⅱ 必要となる施策・事業について

前述の対応すべき課題を踏まえ、宇都宮市が目指す「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、本計画に反映すべき施策・事業について、次のとおり取りまとめました。

1 「健康で生きがいのある豊かな生活の実現」に向けて

アフターコロナにおいて、高齢者が社会とのつながりを取り戻し、積極的に生きがいづくりや介護予防に取り組むことができるよう、公共交通等の利用による外出支援の充実を図りながら、老人クラブ活動を始めとする生きがいづくりや多様な介護予防活動の機会を提供する必要があります。

また、デジタルの利活用を必要とする高齢者が、デジタルに関する格差を感じることなく、より豊かな生活を送ることができるよう、公共施設等における通信環境の整備やスマートフォン教室の開催などに取り組む必要があります。

2 「地域で支え合う社会の実現」に向けて

高齢者を取り巻く様々な課題に対応できる地域づくりに向け、地域包括支援センターにおいて、ICTの活用などによる業務の効率化やサービスの質の向上に取り組むほか、第2層協議体において、地域間の情報共有やネットワークづくりを支援する必要があります。

また、認知症対策を一層推進するため、他都市の先進的な取組を参考にしながら、認知症を早期に発見し、適切な医療や介護のケアにつなぐ仕組みを充実するとともに、認知症の方やその家族を手助けできる地域づくりに取り組む必要があります。

3 「介護サービスが創る笑顔あふれる社会の実現」に向けて

要介護・要支援認定者の更なる増加に対応し、質の高い介護サービスを効率的に提供することができるよう、介護給付の適正化や介護人材の育成に取り組むほか、介護者の負担を軽減することができるよう、様々な環境にある介護者に対するきめ細かな相談支援に取り組む必要があります。

また、介護保険料の設定にあたっては、費用負担の公平性を確保するため、サービス利用状況の変化や本計画に定める施策・事業の内容などを踏まえて適正に費用の推計を行った上で、引き続き、被保険者の所得に応じた保険料率を設定する必要があります。

4 「いつまでも自分らしさを持ち、自立した生活の実現」に向けて

高齢者が、心身の状況や生活状況に応じて最適な住まいを選択し、安心して暮らすことができるよう、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅を含む多様な住まいを確保するとともに、円滑な入居に向けた相談支援に取り組む必要があります。

また、成年後見制度の利用促進にあたっては、必要とする高齢者が円滑に制度を利用できるよう、広く市民への周知に取り組むことに加え、成年後見人等の人材の確保や、司法・福祉などの関係者による地域連携ネットワークの推進に取り組む必要があります。

Ⅲ 地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向けて

宇都宮市の地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に向け、重視すべき点について、次のとおり取りまとめました。

- 地域包括ケアシステムの深化・推進にあたっては、2025（令和7）年以降も安心して暮らせる長寿社会の実現を目指し、これまでに宇都宮市が構築してきた地域や関係機関との連携を最大限に活かし、各分野の取組を一層充実していく必要があります。
- 地域共生社会の構築を踏まえ、宇都宮市の地域福祉計画である「宇都宮市地域共生社会の実現に向けた福祉のまちづくりプラン」との整合を図りながら、地域包括支援センターにおける他分野との連携促進や、第2層協議体における多様な主体の参画に向けた支援に取り組む必要があります。
- 市民1人ひとりが、地域包括ケアシステムの重要性を理解し、それぞれの立場で積極的に行動に移すことができるよう、これまでの周知方法に加え、関係者間の情報交換やデジタルを活用した多世代への情報発信など、あらゆる機会を通じた周知・啓発に取り組む必要があります。

IV 計画の推進にあたって

本計画を着実に推進するため、次の点に留意して取り組む必要があります。

- 本計画の基本理念である「住み慣れた地域で、健康で生きがいを持ち、安心して自立した生活を送ることができる、笑顔あふれる長寿社会の実現」に向け、行政内部の連携を深めて、総合的・一体的に高齢者対策を推進すること。

また、本計画を推進していくため、福祉団体や地域団体、介護サービス事業者、保健・医療等の様々な団体との連携を強化し、地域社会における高齢者の生活を支えるための体制整備を推進すること。

- 本計画の周知にあたっては、高齢者だけでなく、広く市民に対して宇都宮市の高齢者福祉への御理解・御協力が得られるよう、市ホームページや広報紙、パンフレットによるほか、地域の関係機関・団体等と連携しながら取り組むこと。
- 今後も介護サービスの需要は高まっていくと見込まれることから、保険者である宇都宮市は、引き続き、費用負担者への説明責任を果たしながら、介護保険制度の安定運営に努めること。

V 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議経過

○ 宇都宮市社会福祉審議会（全体会）での審議

【第1回】

開催日時	令和5年7月27日（水） 午後2時30分～3時30分
審議内容	・ 委員改選に伴う委員長等の選出について ・ 令和5年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

【第2回】

開催日時	令和6年2月15日（木） 午後2時30分～3時30分
審議内容	・ 令和5年度専門分科会の調査審議結果について ・ 令和6年度全体会及び専門分科会の調査審議予定案件について

○ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会での審議

【第1回】

開催日時	令和5年7月27日（木） 午後4時～5時30分
審議内容	・ 前計画の評価と課題について ・ 本計画の骨子（案）について

【第2回】

開催日時	令和5年11月6日（月） 午後4時～5時30分
審議内容	・ 本計画における施策の方向性について ・ 地域包括ケアシステムの方向性について

【第3回】

開催日時	令和5年12月18日（月） 午後4時～5時30分
審議内容	・ 本計画の素案について

【第4回】

開催日時	令和6年2月8日（木） 午後1時～2時30分
審議内容	・ 本計画（案）について ・ 本計画策定に係る提言（案）について

Ⅵ 宇都宮市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会委員

	団体名称等	役職名等	氏 名	備 考
1	宇都宮市議会	議 員	福田 智恵	
2	宇都宮介護者の会	会 長	三條 安子	
3	宇都宮市介護サービス事業者連絡協議会	理 事	唐木 成仁	
4	宇都宮市居宅介護支援事業者連絡協議会	会 長	塩澤 達俊	
5	宇都宮市社会福祉協議会	会 長	手塚 英和	
6	宇都宮市民生委員児童委員協議会	会 長	釧持 幸子	
7	宇都宮市老人クラブ連合会	会 長	桶田 正信	
8	栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会 長	浜野 修	
9	栃木県老人福祉施設協議会	会 長	大山 知子	
10	宇都宮市医師会	理 事	依田 祐輔	職務代理者
11	宇都宮市歯科医師会	副会長	生井 俊一	
12	宇都宮市自治会連合会	副会長	小松 整洸	
13	国際医療福祉大学	大学院医療福祉学 分野責任者 教授	小林 雅彦	分科会長
14	栃木県看護協会	会 長	朝野 春美	
15	公募委員	—	土肥 義則	
16	公募委員	—	八幡 知子	